

「資格確認書」または「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」を送付します

国住民課国保年金班 ☎84-1214

マイナ保険証(健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)の保有状況を確認し、8月1日から使用する「資格確認書」または「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」を、7月末日までに送付します。

お手元に届きましたら記載内容に誤りがないか確認してください。

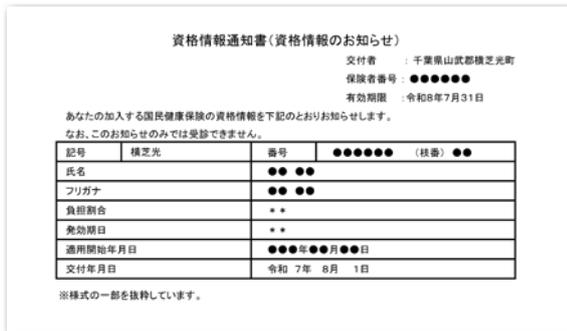
一部負担金割合(病院・薬局などの窓口で支払う割合)

義務教育就学前の方	2割負担
義務教育就学以上70歳未満の方	3割負担
70歳以上75歳未満の方	2割負担
現役並み所得者	3割負担

マイナ保険証を持っている方

「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」を送付します。

- A4サイズの書面です。
- 世帯単位で「普通郵便」で送付します。

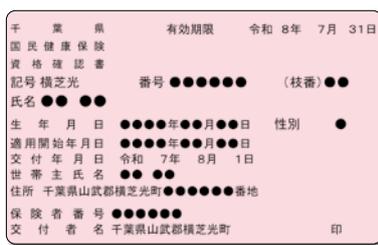


マイナ保険証を持っていない方

「資格確認書」を送付します。

- カード型です。
- 世帯単位で「簡易書留」で送付します。

サーモン色▶



70歳以上75歳未満の方の「資格確認書」・「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」について

【負担割合等の確認を】

負担割合(2割または3割)・発効期日が記載されていますので、ご確認ください。

70歳以上75歳未満の方の所得区分

所得区分		条件
現役並み所得者	Ⅲ(課税所得690万円以上)	同じ世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国民健康保険の被保険者がいる方
	Ⅱ(課税所得380万円以上690万円未満)	
	Ⅰ(課税所得145万円以上380万円未満)	
一般		現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の方
低所得者Ⅱ		同じ世帯の世帯主と国民健康保険の被保険者が住民税非課税の方(低所得者Ⅰ以外の方)
低所得者Ⅰ		同じ世帯の世帯主と国民健康保険の被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方

【これから70歳になる方】

「資格確認書」・「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」の有効期限は、70歳になる月の末日(1日生まれの方はその前月の末日)となっています。70歳になる月(1日生まれの方はその前月)に負担割合等を記載した「資格確認書」・「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」を送付しますので、差し替えてご使用ください。

【これから75歳になる方】

「資格確認書」・「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」の有効期限は、誕生日の前日となります。誕生日以降は、後期高齢者医療の被保険者となります。75歳になる月の前月に後期高齢者医療の「資格確認書」をマイナ保険証の有無にかかわらず送付します。

社会保険など他の健康保険に加入したとき

社会保険など他の健康保険に加入したときは、国民健康保険の資格喪失の届け出が必要です。届け出が遅れると、国民健康保険税と新しく加入した健康保険の保険料を二重に支払ってしまう場合がありますので、必ず資格喪失の届け出を行ってください。

◀届け出に必要なもの▶

- 他の健康保険に加入したことが確認できるもの
- 国民健康保険の「資格確認書」・「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」
- 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

8月1日以降の「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請手続き

「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯、低所得者Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)の有効期限は7月31日までです。8月1日以降も引き続き認定証が必要な方は、8月以降に申請手続きをお願いします。

※国民健康保険税に未納があると交付できない場合があります。

※70歳以上75歳未満で所得区分が「現役並み所得者Ⅲ」「一般」の方は、認定証は必要ありません。(「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」、「低所得者Ⅰ・Ⅱ」の方は必要です。)

※マイナ保険証を利用すると、医療機関への認定証の提示が不要となります。

◎申請に必要なもの

- 国民健康保険「資格確認書」または「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」
- 現在交付されている認定証
- 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの